

## 製品含有化学物質の情報伝達に係る最近の状況について

### はじめに

現在のものづくりにおいては、国際分業が進み、グローバルに広がるサプライチェーンを通じて様々な製品が製造され、世界各国に販売されている。一方、化学物質管理は地球環境に関わる重要な課題として認識され、国際的な取組が進められている。化学物質のリスク評価に基づく適正な使用や、ライフサイクル全体の管理が目指されており、成形品中の化学物質についても焦点が当てられている。

そのような中で、製造業界は、化学物質の影響からの人の健康の保護と環境の保全、より安全な製品の製造・流通という目標を共有して、取組を進めるべき立場にある。具体的には、EU RoHS 指令等のような製品環境配慮の一環としての含有化学物質規制に加えて、EU REACH 規則のように化学物質そのものを対象とする含有化学物質規制も拡大している。また、類似した規制がアジア諸国等で導入され、これらの規制への対応がサプライチェーンでものづくりに関わる事業者にとって喫緊の課題となっている。

### サプライチェーンの分業で製造される製品の規制遵守は、企業間で伝達される情報に大きく依存

サプライチェーン上の各企業が最終製品の規制遵守に資する含有化学物質情報を提供するためには、前提として、設計・開発から購買、製造、引渡しまでの過程において、各企業が製品含有化学物質の適切な管理を行う必要がある。

製造業のサプライチェーンは、国境を越えて国際的に広がっている。しかし、製品含有化学物質に対する規制は、対象となる化学物質、含有制限（最大許容濃度）や管理当局への届出、情報提供、規制遵守のエビデンス整備など、規制の内容や求められる対応が国・地域や製品分野によって異なる。

事業者は、自社製品が直接的に関わる規制に対応する必要があるだけでなく、最終製品の仕向国の法規制に対する遵法判断に必要不可欠な情報など、自社製品を供給するサプライチェーンを通じて関係する規制にも、ビジネス上、間接的に対応しなければならない状況にある。このようにサプライチェーンの分業で製造される製品の規制遵守は、企業間で伝達される情報に大きく依存している。

### 新たな情報伝達スキーム

経済産業省が2014年3月に取りまとめた「製品含有化学物質の情報伝達スキームの在り方について」では、化学物質の管理が国際的に推進される中で、製品に由来する化学物質の影響からの人の健康の保護と環境の保全、より安全な製品の製造・流通を実現し、拡大する製品含有化学物質規制に対応していくためには、サプライチェーンを通じた分業によるものづくりに対応した情報伝達の仕組みが必要であるとされた。新たな情報伝達スキームは、以下の4つのポイントを踏まえたものを構築するべきとしている。

- ① 現在直面する製品含有化学物質規制への対応が可能であること。かつ、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」2020年目標の達成にも貢献する、リスク評価・管理の基本となる化学物質情報を伝達可能なスキームとすること。
- ② 業種・製品分野を限定せず、サプライチェーン全体で活用できること。かつ、既にサプライチェーンを通じた含有化学物質の情報伝達の取組が進められている分野においては、これまでと同等以上の情報伝達・管理が可能となること。
- ③ 単なる日本標準ではなく、国際標準（デジュール・スタンダード）を目指し得るものとする。すなわち、電気電子分野において既に制定されている国際規格 IEC62474 と齟齬（そご）のない仕組みとした上で、対象範囲を広げる形で ISO/IEC 化などを目指し得るスキームとすること。

- ④ デジュール・スタンダードとともに、デファクト・スタンダード化の取組が重要。そのためにも、B2B で、アジアを中心に広がる日本企業のサプライチェーンでも有効に普及できる仕組みとすること。また、日本政府から G2G レベルの普及を行うための必要条件としても、新たなスキームを日本全体の業種横断的な仕組みとすること。

## chemSHERPA

こうした状況を踏まえ、経済産業省では、安全確保を大前提としたサプライチェーンにおけるビジネスリスク、ビジネスコストの低減を目的として、サプライチェーンにおける製品に含有される化学物質の新たな情報伝達スキームの具体化を図り、chemSHERPA(ケムシェルパ)を 2015 年 10 月に公開した。

chemSHERPA は、①信頼できる効率的な製品中の化学物質の情報伝達スキームとして多種の製品や業界で使用できること、②情報の「責任ある提供」を確保するために「共通の物質リストを基本とする成分情報」及び「法規制への遵法情報」を提供できること、を念頭に設計されている。現在、このスキームは産業界の自主活動として位置づけられ、2016 年 4 月からアーティクルマネージメント推進協議会(JAMP)により運営されている。

経済産業省としても、日本の産業界のグローバルなサプライチェーンで活用されることを目指し、今後とも国際的な普及活動を進めていきたい。

2017 年 2 月

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課